

## 船橋市商業活性化事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、商店街等の団体（以下「団体」という。）が行う商業活性化事業に要する経費について、予算の範囲内において、船橋市商業活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商店街の活性化を推進することを目的とする。

### (補助金交付の対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内の中小企業者が地域的に組織しているもので、次の各号のいずれかに該当するもの（市税を滞納しているもの（市長が必要があると認めるものを除く。）を除く。）とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同小組合
- (3) 前各号のいずれかに準ずる任意の商店会
- (4) 前各号のいずれかに該当する団体を主たる構成員とする連合体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定めるものとする。

- 2 補助対象事業は、補助金の交付の申請日の属する年度の末日までに完了する事業であって、別表第2に定める要件を満たすものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3に定めるものとする。ただし、国又は地方公共団体等により補助金等を受ける場合は、補助対象経費の総額から当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- 2 補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を減額した額とする。

### (補助率及び補助限度額)

第5条 補助率及び補助限度額は、別表第4に定めるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象経費の総額から当該収入の額を控除した額と別表第4に掲げる補助限度額のうちいずれか低い額を補助限度額とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の総額に補助率を乗じた額とし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、船橋市商業活性化事業補助金交付申請書（第1号様式）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類にあっては、市長が必要がないと認める場合は、その添付を要しない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税納付確認書（法人格を有しない申請者は除く。）
- (4) 団体の定款又は規約、並びに会員名簿の写し
- (5) 補助対象経費の積算根拠となる資料
- (6) 事業実施場所の位置図、又は見取り図
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（交付の条件）

第8条 市長は補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。ただし、第4号に掲げる条件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法人格を有する申請者については市税を滞納していないこと。
- (5) その他市長が必要と認める条件

（交付の決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに船橋市商業活性化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（補助対象事業の着手）

第10条 申請者は、補助金の交付の決定前に補助対象事業を実施してはならない。ただし、別表第1に掲げる補助対象事業のうち、賑わいづくり支援事業審査委員会において選定を受けた事業について、やむを得ない事由により、補助金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合に、船橋市商業活性化事業補助金事前着手届（第3号様式）を市長に提出したときは、この限りではない。

（計画変更等の承認申請）

第11条 第9条の規定により交付決定の通知を受けた団体（以下「補助事業者」という。）が、第8条第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、船橋市商業活性化事業変更等承認申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、船橋市商業活性化事業変更等承認書（第5号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に、船橋市商業活性化事業補助金実績報告書(第6号様式)を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

(1) 補助事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 契約書及び領収書等、その他補助対象事業に係るすべての補助対象経費の支払いがわかる書類

(4) 事業完成写真等事業実施についてわかる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市商業活性化事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知する。

(交付の請求)

第14条 前条の規定による補助金の額を確定する旨の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商業活性化事業補助金交付請求書(第8号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は船橋市商業活性化事業補助金交付決定通知書(第2号様式)に記載された補助金の交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商業活性化事業補助金概算払請求書(第9号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払の精算)

第16条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者が、第13条による通知を受けた時は、船橋市商業活性化事業補助金概算払精算書(第10号様式)により精算手続きを取るととともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を船橋市商業活性化事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により取消しを通知し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋市商業活性化事業補助金返還命令書(第12号様式)により命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(帳簿及び証拠書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（以下、「帳簿」という。）を備え、当該収入及び支出について証拠書類（以下、「証拠書類」という。）を整備し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合にあっては、帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産等の耐用年数と10年間のうちいずれか長い期間が経過するまで保管しなければならない。

(帳簿及び証拠書類の調査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は帳簿及び証拠書類を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第21条 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保にしようとするときは、あらかじめ船橋市商業活性化事業補助金取得財産等の処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産等の耐用年数を経過しているときはこの限りではない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（補助対象事業）

事業区分	内容
自立促進調査分析事業	① 地域商業が抱える課題を明らかにする調査分析業務 ② ①により明らかになった課題をふまえた計画策定業務
環境整備事業	① フラッグサイン及びフラッグ掲出用バーの整備 ② 放送設備の整備 ③ ポイントカード関連設備の整備
魅力発信事業	① ガイドブック、マップ等有形媒体の作成 ② アプリケーション、ARコンテンツ等デジタル媒体（ホームページは除く）の作成、更新
賑わいづくり支援事業	① 地域の賑わいを創出する消費者参加型イベント ② 地域の賑わいを演出する商店街の装飾 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取り組み

別表第2（補助要件）

事業区分	要件
自立促進調査分析事業	当該事業について、船橋商工会議所が同一年度に、千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化計画作成支援事業）の交付を申請する見込みであること。
賑わいづくり支援事業	・ 賑わいづくり支援事業審査委員会において選定を受けた事業であること。 ・ 申請は、別表第1に掲げる①、②及び③の事業のいずれかとし、1年度あたり1回とする。 ・ 別表第1に掲げる②の事業を実施する場合、3

	0日以上継続して装飾を設置し、当該期間中に賑わいづくりの効果を促進させる企画（フォトコンテスト等）を併せて行うこと。
--	--

別表第3（補助対象経費）

事業区分	補助対象経費
自立促進調査分析事業	千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化計画作成支援事業）の補助対象となった経費
環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料</li> <li>・ 工事請負費</li> <li>・ 備品購入費</li> </ul>
魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 広告料</li> <li>・ 委託料</li> <li>・ 備品購入費</li> </ul> <p>※ 継続的又は定期的な保守料、使用料等の維持管理費は補助対象外</p>
賑わいづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金</li> <li>・ 報償金</li> <li>・ 賞賜金</li> <li>・ 外部専門家等に対する旅費</li> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 広告料</li> <li>・ 委託料</li> <li>・ 使用料及び賃借料</li> <li>・ 保険料及び手数料</li> </ul>

別表第4（補助率及び補助限度額）

事業区分	補助率	補助限度額
自立促進調査分析事業	3分の2以内	50万円
環境整備事業	2分の1以内	100万円
魅力発信事業	3分の1以内	100万円

<p>賑わいづくり支援事業</p>	<p>別表 1 に掲げる  ①及び②の事業 2分の1  以内  ※過去に当該事業及び商店  街まちづくり・賑わい推進モ  デル事業において補助金の  交付を受けていない団体は  4分の3以内  ③の事業 4分の3以内</p>	<p>別表第 1 に掲げる  ①の事業 50万円  ②及び③の事業 1  00万円</p>
-------------------	--	---



第1号様式

船橋市商業活性化事業補助金交付申請書  
( 事業 )

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
名称  
代表者役職氏名  
連絡担当者  
電話番号

下記のとおり船橋市商業活性化事業を実施したいので、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費 円
  - (2) 補助金交付申請額 円
  
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
別紙「補助事業計画書」及び「収支予算書」のとおり
  
- 3 補助事業完了予定期日 年 月 日

第 2 号様式

船橋市商業活性化事業補助金交付決定通知書  
( 事業)

年 月 日 号

様

船 橋 市 長

年 月 日付けで申請のあった船橋市商業活性化事業補助金について、  
下記のとおり決定したので船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第 9 条の規定に  
より通知します。

記

補助金交付決定額 円

(交付の条件)

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助に要する経費の配分の変更（市長の認める  
軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けるこ  
と。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな  
った場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法人格を有する申請者については市税を滞納していないこと。（市長が必要  
があると認めるものを除く。）
- (5) その他市長が必要と認める条件

第3号様式

船橋市商業活性化事業補助金事前着手届

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
名称  
代表者役職氏名  
連絡担当者  
電話番号

賑わいづくり支援事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

着手（予定）年月日	年 月 日
交付決定前着手をする内容	
交付決定前着手を必要とする理由	

（事前着手における条件）

- (1) 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、補助事業の実施主体が負担すること。
- (2) 補助要件を欠く等の理由により、補助金の交付の決定が受けられない場合の損失等について、補助事業の事業実施主体が負担すること。

第4号様式

船橋市商業活性化事業変更等承認申請書  
( 事業)

年 月 日

船橋市長 へ

所在地  
名称  
代表者役職氏名  
連絡担当者  
電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商業活性化事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容（変更の内容がわかるように具体的に記載すること。）
- 3 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式

船橋市商業活性化事業変更等承認書  
( 事業 )

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付けで提出のあった船橋市商業活性化事業変更等承認申請について、下記のとおり決定したので船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 承認する

補助に要する経費の配分の変更がある場合  
変更後交付決定額

円

2 承認しない  
理由

第6号様式

船橋市商業活性化事業補助金実績報告書  
(事業)

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者役職氏名

印

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商業活性化支援事業を完了したので、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業に要した経費及び補助金交付決定額
  - (1) 補助事業に要した経費 円
  - (2) 補助金交付決定額 円
  
- 2 補助事業に要した経費の配分  
別紙「補助事業実績書」及び「収支決算書」のとおり
  
- 3 補助事業完了期日 年 月 日

第7号様式

船橋市商業活性化事業補助金交付額確定通知書  
(事業)

年 月 号  
日

様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市商業活性化事業について、下記  
のとおり補助金の額を確定したので船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第13条の規定  
により通知します。

記

補助金交付確定額

円

第8号様式

船橋市商業活性化事業補助金交付請求書  
(事業)

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者役職氏名

⑩

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号 で額の確定のあった船橋市商業活性化事業補助金について、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額

円



第9号様式

船橋市商業活性化事業補助金概算払請求書  
(事業)

年 月 日

船橋市長 へ

所在地

名称

代表者役職氏名

印

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で決定のあった船橋市商業活性化事業補助金について、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

補助金概算払請求額

円

第10号様式

船橋市商業活性化事業補助金概算払精算書

( 事業)

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者役職氏名

連絡担当者

電話番号

概算払を受けた船橋市商業活性化事業補助金について、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	金	円
---------	---	---

概算払額	金	円
精算金額	金	円
差引残額	金	円
過給(不足)額	金	円

第11号様式

船橋市商業活性化事業補助金交付決定取消通知書  
(事業)

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市商業活性化事業補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第12号様式

船橋市商業活性化事業補助金返還命令書  
(事業)

年 月 日 号

様

船橋市長

船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
補助年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 円		
	計 円		
交付確定額	円		

第13号様式

船橋市商業活性化事業補助金取得財産等の処分承認申請書  
(事業)

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者役職氏名

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商業活性化事業補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、船橋市商業活性化事業補助金交付要綱第21条の規定により、その承認を申請します。

記

1 取得財産の品目・名称及び取得日

2 処分の方法

3 処分の理由